

国立大学法人東京農工大学職員の昇給に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (昇給区分及び昇給の号俸数) 第3条 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して昇給号俸数表のC欄に定める号俸数以下の号俸数とする。ただし、その者の昇給について、当該号俸数とすることが不相当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>7 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に人事院規則9-8第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定に相当する異動により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。</u></p> <p><u>8 前3項の規定による号俸数が0となる職員は、昇給しない。</u></p> <p><u>9 第5項から第7項までの規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は人事院規則9-8第25条の規定に相当する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第5項から第7項までの規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。</u></p> <p><u>10 (略)</u></p>	<p>本則 (昇給区分及び昇給の号俸数) 第3条 (略) 2～5 (略) (削る)</p> <p><u>6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に人事院規則9-8第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定に相当する異動により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。</u></p> <p><u>7 前2項の規定による号俸数が0となる職員は、昇給しない。</u></p> <p><u>8 第5項及び第6項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は人事院規則9-8第25条の規定に相当する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。</u></p> <p><u>9 (略)</u></p>	<p>人事院規則98の一部改正に伴い、昇格後1年以内における昇給号俸数の抑制措置廃止</p> <p>項ずれの改正</p>

附 則 (令和6年1月1日細則第11号)
 この細則は、令和6年1月1日から施行する。